

2026年9月10日

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

「総合口座取引規定集」および「普通預金規定（明細表式）」改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、他行を支払地とする手形・小切手の入金受付を停止することから下記の規定を改定いたします。

本規定はすでに該当のお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定となる規定

（1）総合口座取引規定集

注.「総合口座取引規定」を改定いたします。

（2）普通預金規定（明細表式）

2. 改定内容

別紙「改定対比表」のとおり。

3. 改定日

2026年10月1日（木）

以 上

(下線部分が改定箇所)

現 行	改 定 後	備 考
総合口座取引規定 3. 証券類の受入 (1) 普通預金、定期預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。普通預金には為替による振込金も受入れます。 (2)～(5) (省略) 普通預金規定 (明細表式) 3. 証券類の受入 (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受入れます。 (2)～(5) (省略)	総合口座取引規定 3. 証券類の受入 (1) 普通預金、定期預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。普通預金には為替による振込金も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2)～(5) (省略) 普通預金規定 (明細表式) 3. 証券類の受入 (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2)～(5) (省略)	

以 上